

2020年6月25日

各位

電子決済等代行業者のサービス利用に伴う
インターネットバンキング関連利用規定の改定のお知らせ

株式会社 山形銀行

当行は、当行が提供するインターネットバンキングに対して当行が契約を締結する電子決済等代行業者のサービスを通じてご利用いただく際の規定事項の追加に伴い、「<やまぎん>インターネットバンキング利用規定」および「<やまぎん>法人インターネットバンキング「ネットEB」利用規定」を改定しますのでお知らせいたします。なお、改定後の各規定は、改定前からお取引いただいているお客さまにも適用されますので、予めご了承ください。

当行は今後もより一層のサービス向上に努めてまいりますので、引き続きご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

1. 改定する規定

- (1) <やまぎん>インターネットバンキング利用規定
- (2) <やまぎん>法人インターネットバンキング「ネットEB」利用規定

2. 改定日

2020年7月1日（水）

3. 改定内容（対比表）

- (1) <やまぎん>インターネットバンキング利用規定

改定後	改定前
<p>3-2. 電子決済等代行業者のサービスの利用</p> <p>(1) 本利用規定第3条（本人確認）にかかわらず、<u>契約者は、当行が契約を締結している先として公表する電子決済等代行業者（以下「利用可能業者」といいます。）のサービスを自己の判断により利用する場合に限り、「契約者番号」、「ログオンパスワード」および「追加認証用質問の回答」（以下「契約者番号等」といいます。）を利用可能業者に提供することができるものとします。ただし、契約者番号等以外の本人認証の情報については、利用可能業者に対しても提供しないものとします。</u></p> <p>(2) <u>利用可能業者のサービスの利用は契約者の判断により行うものとし、その信頼性や正確性等について当行は責任を負いません。</u></p> <p>(3) <u>契約者が利用可能業者に契約者番号等を提供している場合であっても、契約者の契約者番号等によるログインがあった場合、当行は当該ログイン元を</u></p>	<p>【新設】</p>

<p><u>確認することなく、契約者ご本人からの操作とみなします。</u></p> <p>(4) <u>当行は、当行の判断により、随時利用可能業者から特定の電子決済等代行業者を除外することができるものとし、当行ホームページ等で公表します。その場合、当該電子決済等代行業者に契約者番号等を提供していた契約者は速やかに「ログオンパスワード」を変更するものとします。</u></p> <p>(5) <u>契約者が、契約者番号等を提供していた電子決済等代行業者のサービスの利用を取りやめる場合は、契約者の責任において、当該サービスの解約ならびに「ログオンパスワード」の変更を行うものとします。</u></p> <p>(6) <u>契約者が利用可能業者に提供した契約者番号等を用いた不正送金による被害については、当該被害が当行の責めに帰すべき事由によって生じた場合を除き、当行は責任を負いません。</u></p>	
---	--

(2) <やまぎん> 法人インターネットバンキング「ネットEB」利用規定

改定後	改定前
<p>第7条（本人確認）</p> <p>(1) 【省略】</p> <p>(2) 【省略】</p> <p>(3) <u>お客さまが、当行以外の第三者が提供する、契約者の口座情報等をインターネット上で一覧表示する等のサービス（以下「外部サービス」といいます。）を利用する場合は、前項の規定にかかわらず、以下によるものとします。</u></p> <p>① <u>契約者は、当行が契約を締結している先として公表する電子決済等代行業者（以下「利用可能業者」といいます。）の外部サービスを自己の判断により利用する場合に限り、契約者番号、利用者コード（管理者コード）、管理者固定パスワード、利用者ログオンパスワード、およびワンタイムパスワード（以下総称して「契約者番号等」といいます。）を利用可能業者に提供することができるものとします。ただし、契約者番号等以外の本人認証の情報については、利用可能業者に対しても提供しないものとします。</u></p>	<p>第7条（本人確認）</p> <p>(1) 【省略】</p> <p>(2) 【省略】</p> <p>(3) <u>お客さまが、当行以外の第三者が提供する、お客さまの口座情報等をインターネット上で一覧表示する等のサービス（以下「外部サービス」といいます。）を利用するために、契約者番号およびログオンパスワードを第三者に開示する場合は、以下によるものとします。</u></p> <p>① <u>外部サービスの利用および外部サービス提供者の選定等は、お客さま自身の責任において行うものとします。</u></p> <p>② <u>お客さまが外部サービスを利用するにあたっては、当行は、いかなる場合においても外部サービス提供者の代理人または履行補助者と見なされるものではありません。</u></p> <p>③ <u>当行は、お客さまが外部サービスを利用するについて、いかなる義務および責任等も負いません。</u></p> <p>④ <u>外部サービスを利用した結果、不正使用その他</u></p>

② 利用可能業者のサービスの利用および利用可能業者の選定は契約者の判断により行うものとし、その信頼性や正確性等について当行は責任を負いません。

③ 契約者が利用可能業者に契約者番号等を提供している場合であっても、契約者の契約者番号等によるログインがあった場合、当行は当該ログイン元を確認することなく、契約者ご本人からの操作とみなします。

④ 当行は、当行の判断により、随時利用可能業者から特定の電子決済等代行業者を除外することができるものとし、当行ウェブサイト等で公表します。その場合、当該電子決済等代行業者に契約者番号等を提供していた契約者は速やかに、管理者固定パスワード、利用者ログオンパスワードを変更するものとし、

⑤ 契約者が、契約者番号等を提供していた電子決済等代行業者のサービスの利用を取りやめる場合は、契約者の責任において、当該サービスの解約ならびに管理者固定パスワード、利用者ログオンパスワードの変更を行うものとし、

⑥ 契約者が利用可能業者に提供した契約者番号等を用いた不正送金による被害については、当該被害が当行の責めに帰すべき事由によって生じた場合を除き、当行は責任を負いません。

(4) 【省略】

(5) 【省略】

の事故が生じた場合、その損害については、当行は一切の責任を負いません。

(4) 【省略】

(5) 【省略】

以上